破産手続廃止

平成２４年（フ）第９５１号
埼玉県蕨市錦町１丁目16番５号
破産者　有限会社新宝工業
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
千葉県八街市四木891番地４
破産者　有限会社スィビル
１　決定年月日　平成24年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３５号
さいたま市岩槻区大字笹久保新田773番地の１
破産者　株式会社大沼設備
１　決定年月日　平成24年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
札幌市東区北20条東15丁目３番１号
破産者　株式会社ケイジーエンジニアリング
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２号
群馬県渋川市渋川3707番地の23
破産者　原沢興業有限会社
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２６３号
群馬県渋川市渋川245番地５、開始決定時の住所群馬県渋川市渋川3872番地５
破産者　原澤　謙一
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０４号
東京都江東区亀戸９丁目22番26号
破産者　株式会社三徳商会
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０６号
東京都江東区亀戸９丁目４―21―102、開始決定時の住所東京都江東区亀戸９丁目22―26
破産者　小池　定克
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２５号
神奈川県横浜市緑区上山１丁目９―１―107
破産者　片山　啓行
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９４４号
東京都渋谷区渋谷１丁目３番18号
破産者　株式会社エヌエスディ
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４０１号
東京都世田谷区給田４丁目２―10
破産者　佐藤　麻実（旧姓新宮）
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７１５号
東京都大田区上池台５丁目28―15―303
破産者　九鬼　　實
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４６２号
埼玉県狭山市大字南入曽503―５
破産者　中村　隆雄
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４４６号
千葉県浦安市高洲５丁目２―１―1510
破産者　與那覇義和
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４８６号
神奈川県川崎市宮前区有馬９丁目３―22―213
破産者　杉浦　廣信
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４９９号
東京都世田谷区等々力８丁目18―13―205
破産者　籠島　史絵
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６５５号
東京都目黒区目黒本町６丁目23―８―202
破産者　田中　　強
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６６８号
東京都墨田区業平４丁目10―13―201
破産者　瀬ノ田勝美
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６６９号
東京都墨田区業平４丁目10―13―201
破産者　瀬ノ田道子
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３６６号
東京都杉並区下井草１丁目16―８
破産者　堤　　之美
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４６４号
神奈川県横浜市神奈川区入江１丁目14―９―201
破産者　三本杉英樹
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５７７号
東京都中央区日本橋箱崎町１―11―204
破産者　高安　道雄
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６２３号
東京都葛飾区東水元３丁目19―28　フジロイヤルハイツＢ館101
破産者　荒内　　寛
１　決定年月日　平成24年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部